

II 平成29年度準要保護認定基準																														
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でノ、タ又はチに○をした場合 係数(倍率)、基準額及び目安額		(3)(1)でツに○をした 場合、市町村民税課税 最低限度額に掛ける係 数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率		
		ア.生活 保護法 に基づ 保護の 停止ま たは廃 止	イ.市区 町村民 税の非 課税	ウ.市区 町村民 税の減 免	エ.国民 年金保 険料の 免除	オ.国民 健康保 険法の 保険料 の減免 または 徴収の 猶予	カ.児童 扶養手 当の支 給	キ.保護 者が職 業安定 所登録 日雇労働者	ク.PTA 委員、学 校給費等 の減免 が行な われている者	ケ.個人 の事業 税の減 免	コ.固定 資産税 の減免	サ.学校 納付金 の滞り や、尿 食、被 服等が 多い者 、学用 品、通 学用品 等に不 自由し ている 者等 で保護 者の生 活状態 が極めて 悪いと 認めら れる者、	シ.経済 的理 由による 欠席日 数が多い者	ス.保護 者の職 業が不 安定で、 生活状 態が悪い と認め られる者	セ.生活 福祉資 金による 貸付け	ソ.生活 保護の 基準額 に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護 の基準 額が変 わると 自動的に 要件が 変わるも の)	タ.生活 保護の 基準額 に一定 の係数 を掛けた もの(生 活保護 の基準 額を参 照して額 を定めて いるも の)	チ.特別 支援教 育就学 奨励費 の必要 額測定 に用い る保護 基準額 に一定 の係数 を掛けた もの	ツ.市区 町村民 税(所得 割又は 均等割) 課税最 低限度 額に一 定の係 数を掛 けたもの	テ.その 他	係数(倍 率)	課税所得 等の分類	基準額の 時期	目安額 (年額)	係数(倍率)				目安額(年 額)	
該当団体	30	17	16	13	14	13	16	8	3	9	9	2	1	7	5	7	9	9	0	8	25	25	25	25	0	0	8	15	30	
三重県	津市	○	○				○														1.3	課税所得	当該年度	308					15%未満	
三重県	四日市市																				1.3	課税所得	当該年度	288						15%未満
三重県	伊勢市																				1.5	その他	その他	342				保護者の世帯の合計所得が、平成25年8月の生活扶助基準見直し前の平成25年度生活保護基準額1.5倍を超えているが、ア～カ、ク～セのいずれかに該当し、特に教育委員会が認めたとき。	【課税所得等の分類】合計所得を基準としている。 【基準額の時期】平成25年8月の生活保護基準見直し前の平成25年度生活保護基準額を使用している。	15%未満
三重県	松阪市		○	○	○	○	○														1.4	課税所得	その他	356						20%未満
三重県	桑名市	○	○	○	○	○	○														1.4	課税所得	当該年度	380				生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じないよう対応した者		10%未満
三重県	鈴鹿市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.5	課税所得	前年度	304						15%未満
三重県	名張市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	その他	前年度	333				所得税の非課税	【課税所得等の分類】課税所得等(所得控除後の額)から、社会保険料控除、生命保険料控除をした金額。 【基準額の時期】平成25年8月の引き下げが行われる前の生活保護基準額を使用。	15%未満
三重県	尾鷲市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.3	その他	その他	315					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費の認定に係る収入額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満
三重県	亀山市	○																			1.5	総所得 (税引き 前)	前々年度	395				・生活保護法第6条第1項に規定する被保護者(生活保護法第13条に規定する教育扶助に該当するものを除く、就学旅行費及び医療費の一部) ・教育委員会が就学援助を必要と認めた者		10%未満
三重県	鳥羽市	○	○	○	○	○	○	○	○												1.5	課税所得	前年度	365						15%未満
三重県	熊野市		○		○		○																						15%未満	
三重県	いなべ市	○									○		○								1.4	その他	その他	324					【課税所得等の分類】所得金額(給与所得の場合は、給与所得控除後の金額)から、社会保険料控除、生命保険料控除をした金額。 【基準額の時期】平成24年12月	10%未満
三重県	志摩市	○	○	○	○	○	○				○	○									1.5	課税所得	その他	365					【基準額の時期】前々年度の生活保護基準額を使用し、基準を超えた世帯については前年度の生活保護基準額で再判定を行っている。	20%未満
三重県	伊賀市																				1.2	その他	3年前の 年度	299					【課税所得等の分類】総所得(所得控除後)	15%未満
三重県	木曾岬町																				1.3	課税所得	その他	200					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
三重県	東員町																				1.3	課税所得	当該年度	304						15%未満
三重県	菟野町	○																			1.3	課税所得	その他	317				生活保護の基準額をもとに判定した結果、却下となった場合でも、現況を書いた理由書を提出してもらった上で再度判定を行っている。	【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
三重県	朝日町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.1	課税所得	その他	257					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	5%未満
三重県	川越町	○																			1.1	その他	その他	267					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費にかかる収入額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
三重県	多気町																				1.5	課税所得	その他	333					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	15%未満
三重県	明和町																				1.5	その他	その他	290					【課税所得等の分類】特別支援教育就学奨励費に係る課税所得額 【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満
三重県	大台町	○	○	○	○	○	○				○	○																児童扶養手当の要件に該当しない者であって、児童扶養手当の所得制限限度額を超えていない者		10%未満
三重県	玉城町																				1.5	課税所得	前年度	311						10%未満
三重県	度会町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																			10%未満
三重県	大紀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																	2人家族 約190万円、3人家族 約250万円、4人家族 約300万円、5人家族 約350万円、6人家族 約400万円を世帯合計所得基準額の目安としている。		10%未満
三重県	南伊勢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	課税所得	前々年度	384						10%未満
三重県	紀北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										1.5	その他	その他	350					【課税所得等の分類】給与所得控除後の額から社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除の額を引いた額 【基準額の時期】平成25年8月の生活扶助基準見直し前	20%未満
三重県	御浜町																				1.5	課税所得	前年度	343				特別な事情のため経済的に困窮し、就学援助を必要とする場合	物価上昇率を加味し、平成25年4月1日現在の生活保護の基準に1.029をかけたものに対して、1.5倍したものを下回る場合	15%未満
三重県	紀宝町 多気町松 阪学校組 合		○			○	○																							10%未満
三重県																					1.5	課税所得	その他	333					【基準額の時期】特別支援教育就学奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	20%未満

		IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
①都道府県	②市町村	ア 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ 取組 を行っている(把握 している)		
				イに○をした場合、その内容	
該当団体	30	27	3	3	4
三重県	津市	○			
三重県	四日市市	○			
三重県	伊勢市	○			・健康福祉部生活支援課において、平成28年度から、学習支援員を1名配置し、子どものいる生活保護家庭を訪問し、相談や進路に関する情報提供の支援を行っている。 ・平成28年度からは、生活保護世帯及び就学援助制度適用者の小学4年生から中学3年生を対象に、「生活困窮家庭の子ども学習サポート事業」を実施している。本事業は、生活困窮家庭の子どもへの学習機会の充実を図り、予習型の学習指導を通じて、学習能力の底上げを図ることを目的としている。受講料は無料(教材費のみ有料。但し、生活保護世帯は無料。)、年間30回程度開催する。
三重県	松阪市	○			
三重県	桑名市	○			
三重県	鈴鹿市	○			
三重県	名張市	○			
三重県	尾鷲市	○			
三重県	亀山市	○			
三重県	鳥羽市	○			
三重県	熊野市		○	低廉な学用品の購入や精選	貧困家庭に限定したものではないが、子育て支援として平成28年度から「小・中学校給食費補助事業」を実施しており、月々の給食費を下げることで保護者負担を軽減している。
三重県	いなべ市	○			・ひとり親家庭、生活困窮家庭(生活保護受給家庭を含む)等をサポーターが訪問し、育児支援、家事支援及び学習支援を行っている。 (1)家庭・子育てサポーターによる訪問支援事業(NPOに業務委託) (2)子ども学習支援事業(生活困窮者自立支援法による事業)(NPOに業務委託) ・放課後及び夏休み期間中を対象に、生活困窮家庭、ひとり親家庭、外国籍児童等、家庭状況に課題のある児童を対象に、放課後及び夏季休業中に小学校の空き教室にて、家庭学習を中心とした学習支援を行っている。 (1)いなべ学び舎事業
三重県	志摩市	○			
三重県	伊賀市	○			
三重県	木曾岬町	○			
三重県	東員町	○			
三重県	菟野町		○	希望する生徒への制服のリサイクル	
三重県	朝日町	○			
三重県	川越町	○			
三重県	多気町	○			
三重県	明和町		○	希望する生徒へ、制服やジャージのリサイクルを行っている。	
三重県	大台町	○			
三重県	玉城町	○			
三重県	度会町	○			
三重県	大紀町	○			・15歳までの幼児・児童・生徒に対し誕生月20,000円補助。 ・中学校卒業時50,000円補助。 ・18歳まで医療費全額負担。 ・小・中学校の給食費の8割補助。 ・修学旅行補助金(小学校9,000円・中学校21,000円)。 ・社会見学補助金(小学校2,000円・中学校3,000円)。 ・小中学校新入生の保安補購入補助金1,000円。 ・小中学校全児童生徒の日本スポーツ振興センター全額町負担。 ・地元には高校がないため、高校生通学費負担の約半額補助等を実施しており保護者全体に対して負担軽減をおこなっている。
三重県	南伊勢町	○			
三重県	紀北町	○			
三重県	御浜町	○			
三重県	紀宝町	○			
三重県	多気町松阪 学校組合	○			